

利用者視点を踏まえた
ICTサービスに係る諸問題に関する研究会
第二次提言の概要

平成22年 5月
総務省

1. 現状と課題について

青少年による携帯電話からのインターネット利用が進む一方で、青少年のCGMサービス利用に伴う被害も増加。近年、特に青少年の福祉犯被害が増大し、社会問題となっている。

CGM (Consumer Generated Media) : 消費者生成メディア。代表的なものとして、mixi等に代表されるSNS。

2. 青少年保護に向けた取組について

(1) フィルタリングサービスの普及改善に向けた取組

携帯電話等のフィルタリングサービスの普及・改善が図られてきたところであるが、加入者数全体は増加しているものの、伸び率が逡減しており、普及傾向に天井感が見られるため、さらなる取組が必要。

- 利用者ニーズに更に応えたフィルタリングサービスの在り方について検討を進めることが求められる。
- いわゆる「親ケータイ」の利用実態を把握し、保護者の意識向上や、利用者情報の確認強化を進めていくことが望ましい。
- フィルタリングの安易な解除を抑制するため、解除申告を受け付ける際に、保護者に対する危険性の説明と明確な意思確認を行うプロセスの導入が求められる。加えて、保護者になりすました子供による解除申告を防ぐための取組が求められる。

(2)① 「ミニメール」の内容確認

(「ミニメール」：SNSの会員間で行われるメール類似のメッセージ交換サービス。)

SNSサイト内でのメッセージ交換である、いわゆる「ミニメール」を通じた児童被害は、青少年の未熟な判断力に起因するものが多く、事前・事後の内容確認により被害防止につながることが期待。

- 「ミニメール」の内容は、通信の秘密に該当するものであり、その内容を確認することは、通信の秘密を侵害に該当する。
- しかし、CGM運営者が内容確認を行うことについて、通信当事者たる利用者からの有効な同意がある場合には、実施可能。
- また、サービス提供に先立って、CGM運営者が通信当事者として加わる意味を明確に理解する環境を整え、利用者から明確な同意が得られる場合も、内容確認が可能。

(2)② 利用者の年齢認証の確実化

CGM運営者による機能制限等の前提となる利用者の年齢認証については、悪意のある成年が青少年と偽り、又は青少年が成年と偽ることにより機能制限等を免れるといった年齢認証に伴う弊害が指摘されており、年齢認証の確実化に向けた取組の強化が必要。

そこで、CGM運営者のみの認証を補完するため、携帯電話事業者等が取得した年齢情報をCGM運営者が活用するための民間による自主的取組が望ましい。

➤ 携帯電話事業者等による年齢情報の『取得時』について

- 携帯電話事業者等による利用者年齢情報の取得に際しては、情報の利用目的等について顧客に十分な説明を行うことが必要である。
- 年齢情報の提供先主体の選定基準（適格性の判断基準）等の、明確化・透明化が望ましい。（例：顧客への年齢情報提供先の名称開示）
- 年齢情報をCGM運営者に対して第三者提供する際には、同意を取得することが必要。その際、オプトインによる同意取得が望ましい。

➤ 携帯電話事業者等からCGM運営者への年齢情報の『提供時』について

- 実際の提供先等、関係主体による取扱いの適切性が確保され、利用者が容易に知りうる状態にあることが期待される。
- 年齢情報の粒度については、各CGM運営者の取組にとって必要最小限にとどめることが必要である。

➤ CGM運営者による年齢情報の『活用時』について

- 年齢情報は利用者にとってセンシティブな情報の一つであり、サイト上における年齢情報の利用目的の明記や、プライバシーポリシーの改訂等の対策など、適正な取扱いや利用者周知の配慮が必要。

➤ 携帯電話事業者等とCGM運営者の役割分担について

- ①コスト負担 ②年齢情報の挙証責任の所在 ③顧客対応の所在 ④利用目的、目的外利用の禁止 ⑤安全な管理 ⑥適格性判断基準の遵守

1. 検討の背景(現状と課題)

【現状】

ネットワーク機器や携帯端末の高機能化、普及に伴い、デジタル化されたライフログを利活用したビジネスが進展しつつあり、今後の発展が期待される。ライフログ:蓄積された個人の生活の履歴を指す。ライフログは広範な概念であり、およそ考え得る蓄積された個人に関する情報の全てが含まれる。デジタル化されたものでは、ウェブサイトの閲覧履歴、電子商取引サイトにおける購買・決済履歴、携帯端末のGPS(Global Positioning System 全地球測位システム)により把握された位置情報等々が含まれる。

【課題】

個人情報保護やプライバシーの保護の点で、利用者に不安感や不快感(不安感等)が存在し、新規サービスの展開が円滑に進まない可能性が指摘されている。

2. 検討

【検討内容】

- ① ライフログ活用サービスについて主にプライバシーの面から法的課題を検討。
- ② ライフログ活用サービスの発展を妨げずに、利用者の不安感等を緩和する方策について検討。

【検討結果】

- ① ライフログ活用サービスは、その態様によっては、プライバシーを侵害し得るし、利用者の不安感等を惹起し得る。 ← 個人識別性のない情報も転々流通するうちに個人識別性を獲得してしまうおそれもある
- ② よって、事業者は、ライフログの取扱いにあたって、利用者に対して一定の配慮をなすことが望ましい。しかしながら、
 - ・ サービスが揺籃期にあり、事業者に過度の負担となってサービスの発展を妨げることは避けるべきこと
 - ・ 技術革新に伴って急速に発展することが想定されることから、規制色の強い行政等によるガイドラインではなく、事業者による自主的なガイドライン等の策定を促すべき。その指針となる緩やかな**配慮原則**を策定。
- ③ 配慮原則は、
 - ・ 特定のPCのブラウザや携帯電話端末を識別可能な情報を『対象』に、
 - ・ 透明性の確保、利用者関与の機会の提供等を柱とする『6つの原則』。
 - (①)広報、普及・啓発活動の推進、(②)透明性の確保、(③)利用者関与の機会の確保、(④)適正な手段による取得の確保、(⑤)適切な安全管理の確保、(⑥)苦情・質問への対応体制の確保

3. その他の検討(DPI技術を活用した行動ターゲティング広告)

【検討内容】

- ・ DPI技術を活用した行動ターゲティング広告が、DPI技術:ネットワークを通過するパケットのヘッダ情報やペイロード情報を解析し、通信の特徴や振舞いを分析する技術
 - ①「通信の秘密」の侵害行為にあたるか、
 - ② 違法性阻却事由が認められるか、について検討。

【検討結果】

- ・ DPI技術を活用した行動ターゲティング広告は、
 - ①「通信の秘密」の侵害に該当し、
 - ② 正当業務行為等の違法性阻却事由は認められないため、通信当事者の同意がなければ許容できない旨、整理。
- ・ 透明性の向上のため、サービス開始前に運用基準を策定することが望ましい。

1. 検討の背景

モバイルPCの機能向上等を背景として、企業において情報資産の社外持ち出しが増加し、個人情報の漏えいリスクが問題。個人情報の漏えいによる消費者の被害を減少させるため、持ち出したモバイルPC等の安全管理措置の在り方について検討

2. 求められる安全管理措置

モバイルPC等により個人情報を社外に持ち出すに当たって、必要とされる安全管理措置の在り方について検討。

【検討結果】

- ・ 持ち出し時の安全管理措置を講じる際の考え方については、以下の点が必要。
 - ① 想定される漏えいリスクについて網羅的な評価を行うこと
 - ② 漏えいリスクに対応する技術的保護措置と組織的保護措置の双方を検討、決定すること
 - ③ 決定した措置の適切な運用がなされるよう、内部規定の遵守について定期的な監査や研修の実施等に努めること
- ・ 持ち出し時に必要とされる具体的な技術的保護措置は、社外での利用状況に応じて講じる必要があること。
- ・ 業務上必要な範囲を超えた量や種類の個人情報の持ち出しは避けるべきであること。

3. 漏えい等発生時に適切な安全管理措置が講じられている場合の手続の在り方

個人情報を含んだモバイルPC等の紛失に際し、本人への二次被害が生じないよう適切な安全管理措置が講じられている場合における手続(本人への通知、事実の公表、監督官庁への報告)の在り方について検討。

【検討結果】

- ・ 個人情報の漏えい等の発生時の手続は、原則継続が適当。ただし、漏えい等の発生した個人情報に対して本人への二次被害が生じないよう適切な技術的保護措置が講じられている場合には、本人への通知、公表は『省略可能』、報告については「直ちに」の報告義務の『緩和』(例えば、四半期経過後に報告する等)が適当。
- ・ 手続の簡略化が可能となる適切な技術的保護措置は、以下のすべてを満たす場合。
 - ① 公的機関が推奨する暗号アルゴリズム(電子政府推奨暗号リスト、ISO/IEC18033に掲載されたもの)による情報の暗号化
 - ② 暗号化された情報及び復号鍵の適切な管理
 - ③ 個人情報の漏えい等に際し、①、②の措置が有効に実施されていること
- ・ 技術の安全性が変化することや、より安全性の高い技術が登場することも考えられ、適切な技術的保護措置については、必要に応じて見直しを実施することが適当。

4. 現行ガイドラインの改正の方向性等

- ・ 検討結果に基づき、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインを改正することが適当。
- ・ 情報通信の利用に際し国民への理解を高め、利用促進していくために国民の不安を解消していく取組が、業界、行政にとって重要な課題。総務省は、個人情報漏えい等の事故状況を分析、評価し、類似事案防止等の観点から、国民等に情報提供を行うことが求められる。
- ・ 適切な安全管理措置が講じられている場合の手続の簡略化について、他分野での安全管理措置の検討に際し、参考となることを期待。